

特集《意匠制度はどこまで使えるか》

ハーグ制度 100 周年 ～2025 年開催イベント報告～

世界知的所有権機関 日本事務所 (WIPO Japan Office) コンサルタント 小林 友子

要 約

2025 年は、1925 年 11 月 6 日にオランダのハーグにおいて「意匠の国際寄託に関するハーグ協定」が採択されてから 100 周年、そして、2015 年 5 月 13 日に日本において「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」が発効してから 10 周年という、ハーグ制度及び日本でのハーグ制度における記念の年でした。WIPO では 2025 年 11 月 6 日にオランダのハーグにて 100 周年記念式典を開催し、記念の書籍『A Century of Design Registration 1925-2025 (意匠登録の一世紀 1925-2025)』を刊行しました。また、WIPO 日本事務所では、2025 年 4 月の世界知的財産の日記念イベントにて、10 周年を記念して「世界に通用する日本のグローバルデザイン展」を開催しました。本記事では 2 つの記念イベントのご報告及び記念書籍のご紹介を通して、意匠の国際登録制度であるハーグ制度の今をお伝えいたします。

目次

1. はじめに
2. 2025 年ハーグ 100 周年イベントのご報告
 2. 1 式次第と内容について
 2. 2 WIPO 事務局長の開会の挨拶
 2. 3 WIPO ハーグ登録部長の開会の挨拶
3. WIPO の記念誌『A Century of Design Registration 1925-2025 (意匠登録の一世紀 1925-2025)』のご紹介
 3. 1 ハーグ制度 100 年の歩み
 3. 2 時代を象徴する 100 デザイン～ハーグ登録第一号のご紹介
4. 日本におけるハーグ制度 10 周年～WIPO 日本事務所の展示：世界に通用する日本のグローバルデザイン展のご報告
5. おわりに

1. はじめに

ハーグ制度は、意匠について、世界知的所有権機関 (WIPO) の国際事務局 (IB) に対する一つの国際出願手続により国際登録簿に国際登録を受けることによって、複数の指定締約国における保護を一括で可能とするものです。最大 100 件の意匠について、複数の国・地域での保護を効率的に取得できる仕組みを提供しています。この手続は、出願を容易にするだけでなく、登録後の管理も簡略化し、名義変更や登録の更新などを WIPO 国際事務局に対する一度の手続で行うことを可能にしています。

1925 年 11 月 6 日、オランダのハーグにおいて、「意匠の国際寄託に関するハーグ協定 (The Hague Agreement Concerning the International Deposit of Industrial Designs)」と題する国際条約が採択され、ハーグ制度の歴史がスタートしました。当初の締約国は欧州の数か国のみでしたが、現在では 82 の締約国・締約機関が参加し、99 の国・地域をカバーしています。2025 年 11 月 6 日に 100 周年を迎えたハーグ制度は、意匠の国際的な保護を簡略化し、デザイナー、そして企業が国境を越えて自らの意匠権を守ることを支援してきました。また、同じ 2025 年、日本では、「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定：GENEVA ACT OF THE HAGUE AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS」が 2015 年 5 月 13 日に発効してから 10 年が経過し、ハーグ制度 10 周年を迎えました。

2. 2025 年ハーグ 100 周年イベントのご報告

ハーグ協定採択から 100 周年を記念して、世界知的所有権機関（WIPO）は、ベネルクス知的財産庁（BOIP）およびオランダ経済省と共に、2025 年 11 月 6 日、オランダ・ハーグの平和宮でシンポジウムを開催しました。ハイブリッド形式で行われた本イベントでは、政府関係者、産業界のリーダー、知的財産の専門家を一堂に集め、デザイン保護における 100 年にわたる国際協力を振り返るとともに、ハーグ制度の歴史や今後の展望が紹介され、制度を利用するユーザーの体験談の共有・ハーグ制度の将来についての議論がなされました。会場には約 200 人が集まり、オンラインでも約 900 人が参加しました。



写真 1 開会の挨拶（世界知的所有権機関（WIPO）事務局長ダレン・タン（Daren Tang））

2. 1 式次第と内容について¹

当日のシンポジウムは以下の流れと内容で行われました。

8：00～9：00 受付

9：00～9：30 開会式

スピーカー：ダレン・タン（Daren Tang）／世界知的所有権機関（WIPO）事務局長

ユグ・ドゥレーム（Hugues Derème）／ベネルクス知的財産庁（BOIP）Director General

エルウィン・ナイッセ（Erwin Nijse）

／オランダ経済省 Director-General, Business Policy and Innovation

9：30～10：45 パネルディスカッション「理論上の国際制度から実務上の国際制度へ——ハーグ協定の成熟」

モデレーター：キャサリン・シャマルタン（Catherine Chammartin）／スイス連邦知的財産庁（IPI）Director

パネラー：ジョアン・ネグラオン（João Negrão）／欧州連合知的財産庁（EUIPO）Executive Director

北村 弘樹／日本国特許庁（JPO）審査第一部長

ホンシュウ・ウー（Hongxiu Wu）

／中国国家知識産権局（CNIPA）Director General of the Design, Examination Department

ネハン・ユン（Nae-Han Yoon）

／知的財産処（MOIP）（韓国）Director, Presiding Judge, Design Sector, Intellectual Property

¹ <https://www.wipo.int/en/web/hague-system/100th-anniversary/event>（2026 年 2 月 5 日アクセス）

Trial and Appeal Board

内容：本パネルディスカッションでは、スイス代表の司会のもと、米国特許商標庁（USPTO）を除く ID5（意匠五庁）メンバーが登壇し、主要機関が参加する国際的な議論が行われました。



写真2 パネルディスカッション「理論上の国際制度から実務上の国際制度へ——ハーグ協定の成熟」

10：45～11：10 コーヒーブレイク

11：10～12：25 パネルディスカッション「国際的な視点から真のグローバルへ」

モデレーター：デニス・L・ボウソー（Denis L. Bohoussou）／アフリカ知的財産機関（OAPI）Director General

パネラー：ヘシャム・サード・アラリフィ（Hesham Saad Alarifi）

／サウジアラビア知的財産総局（SAIP）Executive Director of Partnerships and International Cooperation

レー・クアン・ラン（Le Quang Lan）

／東南アジア諸国連合（ASEAN）Director of the Market Integration Directorate

ジュリオ・セザール・カステロ・ブランコ・レイス・モレイラ（Júlio César Castelo Branco Reis Moreira）／産業財産庁（INPI）（ブラジル）President

ウィネット・ムパソ（Winnet Mupaso）

／ジンバブエ知的財産庁 Principal Examiner, Department of Deeds, Companies and Intellectual Property

内容：本パネルディスカッションでは、OAPIの事務局長の司会のもと、開発途上の経済圏の代表からハーグ制度への加盟後のお話、また、未加盟の国の代表からは加盟に向けた意向が示されました。



写真 3 パネルディスカッション「国際的な視点から真のグローバルへ」

12：25～12：40 インタールード：短編映画の上映および記念誌『A Century of Design Registration 1925-2025
(意匠登録の一世紀 1925-2025)』の紹介

12：40～14：00 ランチブレイク

14：00～15：15 パネルディスカッション「デザインから成功へ：ユーザーの体験談」

モデレーター：アンドレア・スプリンガー（Andréa Springer）

／世界デザイン機構（WDO）Acting Managing Director

パネラー：モニカ・レーンダーズ（Monica Leenders）

／フィリップス N.V.（オランダ）IP Business Partner Oral Healthcare, Mother and Child Care
オラダヨ・マシュー・ファニラン（Oladayo Matthew Faniran）

／DeeTwelve Technologies（ナイジェリア）Design Owner

ブラク・エルバブ（Burak Erbab）

／Vestel（トルコ）Home Appliances Design Manager

ヤン・シン（Yang Xing）

／Beijing Roborock Technology Co., Ltd.（中国）Deputy Manager and Head of the Expert
Group, Intellectual Property Department

マルロス・マゼウ・シルヴェイラ（Marlos Mazzeu Silveira）

／Embraer S.A.（ブラジル）Technology Development, Intellectual Property Department

内容：このセッションでは、ハーグ制度のユーザーから、制度の将来への期待と、さらなる利便性向上に向けた具
体的な提案が示されました。



写真 4 パネルディスカッション「デザインから成功へ：ユーザーの体験談」

15：15～15：40 コーヒーブレイク

15：40～16：55 パネルディスカッション「これからの展望：ハーグ制度発展のためのアイデア」

モデレーター：グレゴワール・ビソン (Grégoire Bisson)

／世界知的所有権機関 (WIPO) ブランド・デザイン部門 ハーグ登録部長

フィリップ・クツチュケ (Philippe Kutschke)

／欧州共同体商標協会 (ECTA) Member of the Design Committee

トレイシー＝ジーン・ダーキン (Tracy-Gene Durkin)

／国際商標協会 (INTA) Chair, Designs Committee

松村 唯子／日本弁理士会 (JPAA) Member of JPAA International Activities Center

シャオフイ・ユアン (Shaohui Yuan)

／中国国際貿易促進委員会 (CCPIT) Vice President, Patent Attorney

ギヨーム・アンリ (Guillaume Henry)

／国際知的財産保護協会 (AIPPI) First Deputy Reporter General

内容：本パネルディスカッションでは、外国意匠出願の実務家である、主要な知財協会の代表者から、制度の有効性と効率性を高めるための提言が示され、国内外の制度連携やハーグ制度の認知向上に向けた重要な示唆が共有されました。



写真 5、6 パネルディスカッション「これからの展望：ハーグ制度発展のためのアイデア」

16：55 閉会の挨拶

ユーク・ドゥレーム (Hugues Derème) / ベネルクス知的財産庁 (BOIP) Director General
グレゴワール・ビソン (Grégoire Bisson)
／世界知的所有権機関 (WIPO) ブランド・デザイン部門 ハーグ登録部長
チェルク・オプメア (Tjerk Opmeer)
／オランダ経済省 Deputy Director-General, Business Policy and Innovation

17：10 カクテルレセプション

2. 2 WIPO 事務局長の開会の挨拶

タン WIPO 事務局長の開会の挨拶では、デザインが古代より人類の生活に美と機能をもたらしてきたことに触れ、現代では工業デザイン、職人技、デジタルデザインが融合し、経済・文化に不可欠な役割を果たしていると述べました。

さらに、ハーグ制度は 1925 年のハーグ協定採択以来、締約国は約 100 か国に拡大し、2024 年は過去最多の 27,000 件の意匠登録が行われるなど、世界中のデザイナーに利用されていると説明し、大企業から中小企業、個人まで多様なユーザーが制度を活用し、デザインの経済的・文化的価値が高まっていると強調しました。

WIPO 事務局長は今後もハーグ制度を進化させ、国境を越えたデザイン保護を支援し、デザイナーが美と実用性を両立した創作活動を続けられるようにする決意を示しました。また、制度構築に尽力してきた専門家や関係者への感謝も述べました。

2. 3 WIPO ハーグ登録部長の開会の挨拶

ビソン WIPO ハーグ登録部長の開会の挨拶では、イベントの開催に尽力した関係者や登録部チームへの感謝を述べた上で、当日のパネルディスカッションにてハーグ制度をより有効で効率的にし、ユーザーのニーズに応える方法について意見が交換されたことを紹介しました。特に、国内庁や地域庁、NGO との連携が制度の理解と活用を広げる鍵であると強調しました。

スピーチの最後で部長は、「ハーグ制度の未来は 100 年先ではなく、明日から始まる」と述べ、制度の持続的発展への決意を示しました。



(PHOTO: WIPO)

写真7 オランダ・ハーグの平和宮のシンポジウム会場の様子

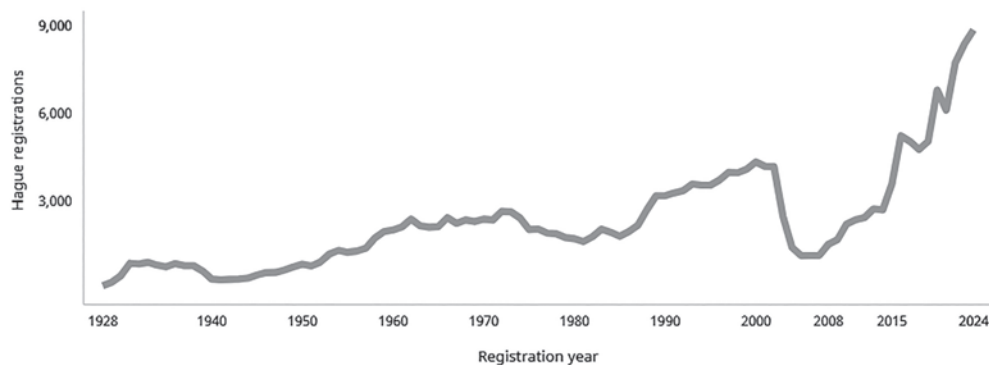
3. WIPO の記念誌『A Century of Design Registration 1925-2025 (意匠登録の一世紀 1925-2025)』のご紹介

ハーグ国際意匠登録制度の 100 周年を記念し、WIPO は制度の発展を紹介する書籍を刊行しました。この書籍は、1925 年当初の欧州の国中心の枠組みから、現在ではほぼ 100 の国・地域をカバーするグローバル制度へと進化した過程を、データや図表、登録意匠 100 件のギャラリーを通して紹介し、制度の柔軟性や出願人の変化、意匠のイノベーションや文化、産業への役割の広がりを知りやすく伝えることを意図したものです。以下では、書籍掲載の図表に沿ったハーグ制度 100 年の歩みと、ハーグ登録意匠 100 件のギャラリーよりハーグ意匠登録第一号をご紹介します。

3. 1 ハーグ制度 100 年の歩み

ハーグ制度 100 年の歴史をご紹介します。また、以下は参考に、1928 年から 2024 年までのハーグ登録件数の推移を示した表です。

S3. Trend in Hague registrations, 1928-2024



Source: WIPO Statistics Database, March 2025.

図1 1928年から2024年のハーグ登録件数の推移

出典：Hague Yearly Review 2025

●1925 年 11 月 6 日 「意匠の国際寄託に関するハーグ協定」採択

11 か国（フランス、ドイツ、モロッコ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スイス、シリア、大レバノン、チェコスロバキア、チュニジア）および自由都市ダンツィヒが署名

- 1925 年ハーグ協定（1925 Act）の意義と特徴

- ・意匠の国際寄託制度の創設
- ・国内登録と同等の保護水準
- ・すべての締約国が自動的に指定の対象
- ・1 出願あたりの意匠数に制限なし
- ・意匠の複製物または実物見本の寄託が可能
- ・保護期間：最大 15 年

●1928 年 6 月 1 日 4 か国（スイス、スペイン、オランダ、ドイツ）でハーグ協定が発効

●1934 年 6 月 2 日 ロンドン改正協定の採択

- 1934 年ロンドン改正協定（1934 Act）の意義と特徴

- ・1925 年協定に代わり 1934 年改正協定が施行
- ・1 出願あたりの意匠数は 200 件まで
- ・5 年間の秘密保護が可能

●1939 年 6 月 13 日 1934 年ロンドン改正協定発効

●1960 年 11 月 28 日 ハーグ改正協定採択

- 1960 年ハーグ改正協定（1960 Act）の意義と特徴

- ・1 出願あたりの意匠数は 100 件まで
- ・単一分類の出願が必要
- ・効力は出願人が指定した締約国に限られる
- ・指定した締約国ごとに手数料が必要
- ・指定国の知的財産庁による拒絶権の導入
- ・公表の延期が最大 12 か月可能
- ・保護期間の最低年数は 10 年に短縮（但し指定国の法制の限度で延長可）

●1968 年 10 月 8 日 意匠の国際分類を定めるロカルノ協定採択

●1971 年 4 月 27 日 意匠の国際分類を定めるロカルノ協定発効

●1979 年 4 月 1 日 1975 年ジュネーブ議定書発効により 1960 年ハーグ改正協定の部分発効開始

●1984 年 8 月 1 日 11 か国における 1960 年ハーグ改正協定の完全発効

●1986 年 1 月 1 日 1960 年ハーグ改正協定・1934 年ロンドン改正協定に基づく共通規則発効

●1999 年 3 月 1 日 国際意匠公報を紙版から月刊 CD-ROM 版へ移行

●1999 年 7 月 2 日 ジュネーブ改正協定採択、用語を『寄託』から『登録』へ変更し、「意匠の国際寄託に関するハーグ協定」から、「意匠の国際登録に関するハーグ協定」となる。

- 1999 年ジュネーブ改正協定（1999 Act）の意義と特徴

- ・政府間機関（EU や OAPI など）が加盟可能
- ・審査機関（Examining Offices）が特定の宣言を行うことが可能
- ・公表の延期期間が最大 30 か月に延長
- ・保護期間の最低年数が 15 年に延長（指定国の法制によりさらに延長可）

●2002 年 2 月 8 日 ハーグ・エクスプレス・データベースをオンラインで公開

●2004 年 4 月 1 日 1999 年ジュネーブ改正協定の運用開始、ハーグ協定の 1999 年ジュネーブ改正協定・1960 年ハーグ改正協定・1934 年ロンドン改正協定に基づく共通規則の発効、International Designs Bulletin（国際意匠公報）を WIPO ウェブサイトで公開

- 2008 年 1 月 14 日 WIPO ウェブサイトで電子出願開始、電子支払いも導入
- 2010 年 1 月 1 日 1934 年ロンドン改正協定を凍結
- 2010 年 12 月 23 日 WIPO ウェブサイトで電子更新サービス e-renewal 開始
- 2016 年 10 月 18 日 1934 年ロンドン改正協定の終了
- 2024 年 11 月 22 日 リヤド意匠法条約採択
- 2025 年 1 月 1 日 1960 年ハーグ改正協定を凍結

ハーグ協定の 1999 年ジュネーブ改正協定および 1960 年ハーグ改正協定に基づく共通規則を、1999 年ジュネーブ改正協定規則に移行

- 2025 年 11 月 6 日 ハーグ協定採択より 100 周年

ハーグ制度は、以上のように、1925 年に意匠の国際的な保護を目的として採択された「意匠の国際寄託に関するハーグ協定」からスタートしました。当初は欧州の限られた国のみが参加する比較的シンプルな制度で、登録されれば自動的に各締約国で効力を持つ仕組みでした。

1934 年ロンドン改正協定は、欧州の無審査主義国の制度を念頭において作成されたものであったことから、引き続き審査主義国の加入は困難でした。

1960 年ハーグ改正協定では、各国が実体審査を行えるようになるなど制度改正が進み、国際意匠公報の発行を通じて意匠の公開制度も整備されました。しかし、拒絶の通報期間は 6 か月であり、その期間内に審査結果を出すという要件は多くの審査国には厳しく、審査主義国の加盟は進みませんでした。

大きな転換点となったのが、1999 年に採択されたジュネーブ改正協定です。これにより、EU などの政府間機関も締約主体となり得ることとなり、締約国・機関が特定の宣言を行うことが可能となったことで審査国の加盟が促進され、公表の延期制度や保護期間の延長など、利用しやすい制度へと大きく進化しました。さらに電子出願の導入などにより、実務面での利便性も向上しました。

2003 年、EU が登録共同体意匠（RCD）制度を導入したことで、EU 域内での意匠保護が一本化され、ハーグ制度の登録件数は大きく減少しましたが、2008 年の EU 加盟を転機に回復します。

2010 年代以降は、韓国（2014 年）、日本及び米国（2015 年）、カナダ・ロシア連邦・英国（2018 年）、中国（2022 年）など主要国が相次いで加盟したことでグローバル化が進み、ハーグ制度は世界規模の意匠保護制度として定着しています。100 年にわたる制度改正を通じて、ハーグ制度は国際的なデザイン保護の中核的な仕組みへと発展してきました。

2024 年 11 月にリヤド意匠法条約が採択されましたが、各国の意匠保護手続の調和が進むことで、単一出願の利便性が高まり、ハーグ制度はより効果的になる可能性があります。

3. 2 時代を象徴する 100 デザイン～ハーグ登録第一号のご紹介

100 周年記念書籍では、ハーグ登録第一号に続き、時代の変遷を表すハーグ登録意匠 100 件を商品の写真とともに掲載しています。以下に、ハーグ登録第一号を紹介いたします。

婦人帽子用織物（Fabrics for ladies' millinery）

登録日：1928 年 6 月 16 日 登録番号：1

Herm. Kuhbier Nachf. Kurt Cosman GmbH（ドイツ）

1928 年、ドイツのクルト・コスマンによって登録された「婦人帽子用織物」は、ハーグ制度における最初の意匠登録となりました。この登録は、1925 年に創設されたハーグ制度が、国際的な意匠保護の仕組みとして実際に機能し始めたことを示す重要な節目でした。戦間期の時代背景のもと、帽子は女性のファッションや社会的変化を象徴する存在であり、この意匠は当時の文化的・商業的関心を反映しています。

以下は、ハーグ国際登録簿 (The Hague Registry) 第 1 号公報 (1928 年) の写真です。右側 15 ページに、登録番号 1 番から 10 番の記載があります。

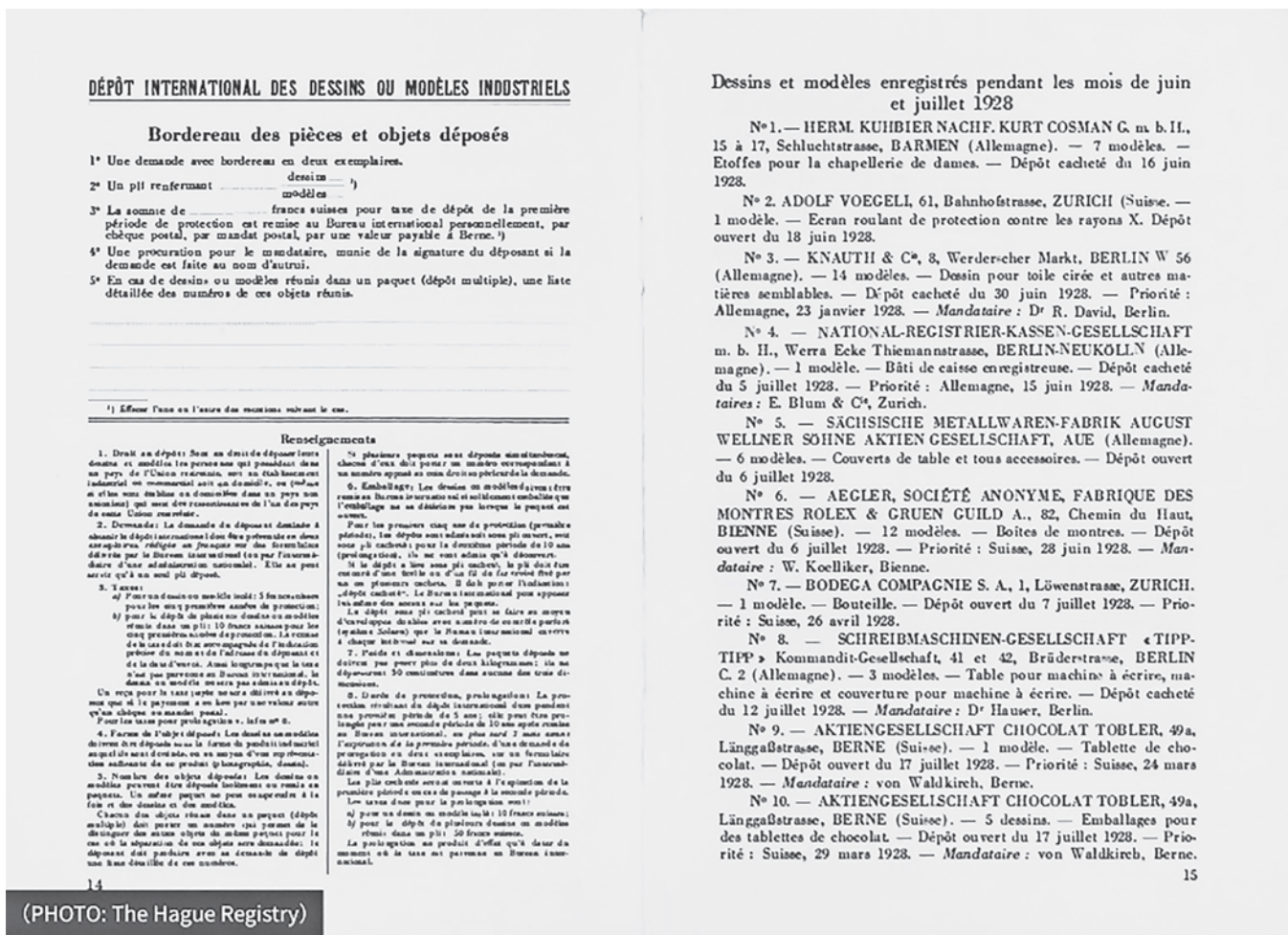


写真 8 ハーグ国際登録簿 (The Hague Registry) 第 1 号公報

100 デザインの中では、以下日本発のハーグ登録意匠も時代を映すデザインとして紹介されています。

- ・プレイステーション (PlayStation)
登録日：1994 年 10 月 5 日 登録番号：DM/030 892
ソニーインタラクティブエンタテインメント
- ・プレイステーション VR (PlayStation VR)
登録日：2018 年 03 月 14 日 登録番号：DM/208 445
ソニーインタラクティブエンタテインメント
- ・MFC-L2860DW レーザープリンター (MFC-L2860DW laser printer)
登録日：2021 年 08 月 04 日 登録番号：DM/215 802
ブラザー工業株式会社
- ・農作業用車両 (Agricultural robot)
登録日：2024 年 03 月 19 日 登録番号：DM/237 617
株式会社クボタ

4. 日本におけるハーグ制度 10 周年～WIPO 日本事務所の展示：世界に通用する日本のグローバルデザイン展のご紹介

2025 年は、ジュネーブ改正協定に日本が加盟してから 10 年という節目の年でもありました。以下は、日本から

のハーグ出願件数の 2015 年-2025 年の推移です。

日本での出願件数は、順調に増加を続けています。

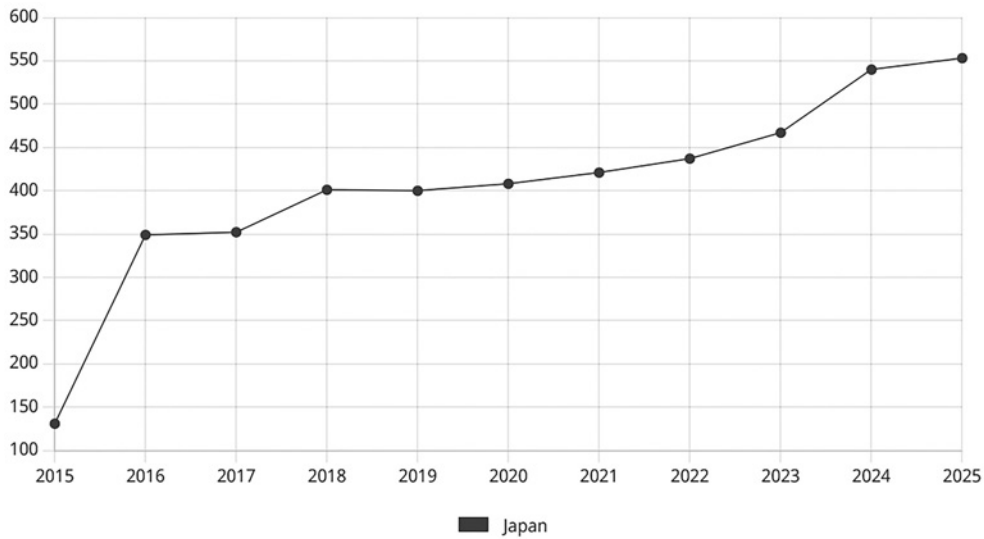


図 2 2015 年-2025 年日本からの国際出願件数の推移

WIPO IP Statistics Data Center より、WIPO 日本事務所抽出

WIPO 日本事務所ではハーグ制度 10 周年を記念して、2025 年 4 月 23 日に東京のイイノホールで行われた世界的財産の日記念イベントにて、「世界に通用する日本のグローバルデザイン展²」を開催しました。

日本では特許権と比較して、国際的な意匠権の取得に消極的に見られがちですが、日本の美しい製品に息づく美意識と創造性に対する世界の高い評価はデザインにも当然及ぶはずという思いから、今後の日本でのハーグ制度のさらなる発展にも願いを込め、世界的なデザイナーの皆様にお集まりいただき、「世界に通用する日本のグローバルデザイン」を選定いただきました。

選考委員と選定されたデザイン作品は以下の通りです。

選考委員会メンバー (50 音順)

仙田 満 環境建築家・環境デザイン研究所会長

田中 一雄 株式会社 GK デザイン機構 代表取締役社長／CEO

永井 一史 株式会社 HAKUHODO DESIGN 代表取締役社長

長谷川 豊 MY-THOUGHTS 代表／Design Advisor

前田 育男 マツダ株式会社 エグゼクティブフェロー デザイン・ブランドスタイル監修

作品一覧

- ・ 第 18 回東京オリンピック公式ポスター (1964) 亀倉 雄策
- ・ 日本の国旗 (不明)
- ・ 握り寿司 (江戸後期)
- ・ 富嶽三十六景 神奈川沖浪裏 (1830 年頃) 葛飾 北斎
- ・ 日本酒の一升瓶 (1900 年頃)
- ・ バタフライスツール (1956) 柳 宗理
- ・ しょうゆ卓上びん (1961) 榮久庵 憲司
- ・ 新幹線 0 系電車 (1964)
- ・ 国立代々木競技場第一体育館 (1964) 丹下 健三

² <https://www.wipo.int/ja/web/office-japan/w/news/2025/globally-recognized-japanese-design-exhibition> (2026 年 2 月 5 日アクセス)

- ・ 2000GT (1967)
- ・ 点字ブロック (1967) 三宅 精一
- ・ カッターナイフ ブラック S 型 (1970) 岡田 良男
- ・ ウォークマン® TPS-L2 (1979)
- ・ ウォシュレット (1980)
- ・ BLITZ (1981) 川上 元美
- ・ シンセサイザー DX7 (1983)
- ・ プロフィールプロ KX-21HV1 (1986)
- ・ フジカラー 写ルンです (1986)
- ・ G-SHOCK AW-500 (1989)
- ・ ハンディカム® CCD-TR55 (1989)
- ・ ユーノス ロードスター (初代) (1989) 田中 俊治
- ・ PLEATS PLEASE ISSEY MIYAKE (1993) 三宅 一生
- ・ QR コード (1994)
- ・ 聖アンデレ教会 (1996) 香山 壽夫
- ・ 壁掛式 CD プレーヤー CPD-4 (2000)
- ・ TMAX (2000)
- ・ AQUOS C1 (2001 年) 喜多 俊之
- ・ VMAX 2 代目 (2008)
- ・ HIROSHIMA アームチェア (2008) 深澤 直人
- ・ JR 東日本 E259 系電車 (2009)
- ・ 鈴木大拙館 (2011) 谷口 吉生
- ・ ヘルプマーク (2012) グラフィックデザイン：永井 一史 プロダクトデザイン：柴田 文江
- ・ RX-VISION (2015)
- ・ ロードスター (4 代目) (2015)
- ・ ネオレスト NX (2017) 吉岡 佑二 中林 大昂 谷 稔
- ・ aibo® ERS-1000 (2018)
- ・ 新幹線 N700S 電車 (2020) 福田 哲夫 福田 一郎 木村 一男 蓮見 孝 井上 雅弘
- ・ EOS R3 (2021) 松尾 貞治
- ・ 石川県立図書館 (2022) 仙田 満
- ・ ポータブルシアターシステム HT-AX7 (2023)
- ・ プリウス (2023)



(PHOTO: WIPO)

写真 9 世界に通用する日本のグローバルデザイン展

WIPO 日本事務所の HP には、展示パネル一覧やショート動画、選考理由一覧を掲載しています。日本の美しい製品やデザインに息づく美意識やその高い創造性を再認識する機会になれば幸いです。是非ご覧ください。

5. おわりに

2025 年の節目の年を経て、ハーグ制度の新たな時代が幕を開けました。ハーグ制度は長い歴史の中で柔軟に変化してきましたが、ハーグ制度はユーザーのためのものであり、今後もユーザーが利用しやすいように発展すべきです。WIPO 日本事務所では、ユーザー及び未来のユーザーの声を制度に反映すべく、活動を行っています。皆様の制度に対するご意見を今後も是非お聞かせいただけますと幸いです。

なお、本稿に示された見解はすべて筆者個人のものであり、いかなる点においても WIPO の見解を示すものではありません。

(参考文献)

- 1) WIPO Web Page Celebrating 100 Years of Design Protection
<https://www.wipo.int/en/web/hague-system/100th-anniversary/celebrating>
 (2026 年 2 月 5 日アクセス)
- 2) WIPO-Administered Treaties
<https://www.wipo.int/treaties/en/registration/hague/>
 (2026 年 2 月 5 日アクセス)
- 3) Hague Yearly Review 2025
<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4791&plang=EN>
 (2026 年 2 月 5 日アクセス)
- 4) WIPO IP Statistics Data Center
<https://www.wipo.int/en/web/ip-statistics/about>
 (2026 年 2 月 5 日アクセス)
- 5) WIPO Web Page 世界に通用する日本のグローバルデザイン展
<https://www.wipo.int/ja/web/office-japan/w/news/2025/globally-recognized-japanese-design-exhibition>
 (2026 年 2 月 5 日アクセス)

6) 瓜本忠夫、大熊雄治、ヴァンワウ雅美著「ハーグ国際意匠制度」発明推進協会発行

7) 日本特許庁ウェブページ ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要

<https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/seido/hague-geneva.html>

(2026 年 2 月 5 日アクセス)

8) 日本特許庁ウェブページ 意匠の国際登録制度（ハーグ制度）について [出願実務]（令和 7 年度実務者向けテキスト）

https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tetuzuki/hague_text_r01.html

(2026 年 2 月 5 日アクセス)

(原稿受領 2026.2.5)